第Ⅴ欄　国の指定

この願書を用いてされた国際出願は、規則４．９（ａ）に基づき、国際出願日に拘束されるすべての PCT 締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。
しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

□　DE　ドイツについては**指定をしない**
□　JP　日本については**指定をしない**
□　KR　韓国については**指定をしない**

（上記のチェック欄は、上記の特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際又は規則 26 の 2.1 により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第Ⅵ欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。）

第 VI 欄　優先権主張及び優先権書類

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

先の出願日 *（日．月．年）*	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名	広域出願：広域官庁名	国際出願：受理官庁名
（1）				
（2）				
（3）				

□ 他の優先権の主張（先の出願）が追記欄に記載されている。

優先権書類の提出：

□ **受理官庁**に対して、上記の先の出願（受理官庁と同じ官庁に対して出願されたものに限る。）のうち、以下のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。

□すべて　□優先権(1)　□優先権(2)　□優先権(3)　□その他は追記欄参照

□ **国際事務局**に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報（国際事務局が規則 17.1(b の 2)の電子図書館（以下「電子図書館」という。）から取得できるものに限る。）を電子図書館から取得することを請求する。

□優先権(1)　アクセスコード＿＿＿＿＿＿
□優先権(2)　アクセスコード＿＿＿＿＿＿
□優先権(3)　アクセスコード＿＿＿＿＿＿
□その他は追記欄参照

優先権の回復：上記の優先権主張欄又は追記欄で特定される先の出願のうち、項目（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）について優先権の回復を受理官庁に対して請求する。（優先権の回復の請求を裏付ける更なる情報が提出されなければならないことについて、第Ⅵ欄の備考を参照）

引用による補充：条約第１１条（１）(iii)（ｄ）若しくは（ｅ）に規定する国際出願の要素の全部、又は規則２０．５（ａ）に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第１１条（１）(iii)に規定する要素の１つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則２０．６に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則２０．６の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。

第 VII 欄　国際調査機関

国際調査機関（ＩＳＡ）の選択（２以上の国際調査機関が国際調査を実施可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。）
ＩＳＡ／ＪＰ